内閣参質二二二第二一号
令和八年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員石垣のりこ君提出個人ＢＳＤ報告書に係る調査についての小泉防衛大臣の発言及び公益通報への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員石垣のりこ君提出個人ＢＳＤ報告書に係る調査についての小泉防衛大臣の発言及び公益通報への対応に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「外部から提供された情報や文書」及び「法令違反の疑い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する公益通報を受けた場合には、各行政機関は、同法のほか、「公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和三年内閣府告示第百十八号）、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（平成十七年七月十九日関係省庁申合せ）、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成十七年七月十九日関係省庁申合せ）等に基づき、適切に対応することとなる。

二について

御指摘の「通報者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、公益通報者保護法第三条第三号に定める公益通報がなされた場合において、「匿名であること」又は当該公益通報がなされた時点において「通報対象となる文書の出所や真正性が確認できないこと」のみを理由として、当該公益通報に関して、同法第二条第一項に規定する役務提供先（以下「役務提供先」という。）が必要な調査等を行わないことは適切ではないと考える。

三について

御指摘の「通報者」及び「公益通報者保護法による保護の対象外」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年二月十八日の衆議院総務委員会において、政府参考人が「報道機関等への通報であります三号通報として保護されるためには、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由、いわゆる真実相当性が必要となります。これは、単なる臆測や伝聞などではなく、通報内容を裏づける証拠や関係者による信用性の高い供述などがあることを意味するものと認識しております。ただし、これは、通報時におきまして通報先に対して通報対象事実と併せてその根拠となるものを示すことが求められているものではないと考えております。」と答弁しているところであり、

公益通報者保護法第三条第三号に定める公益通報がなされた場合において、御指摘の「通報時に根拠資料を提出していないことや、通報対象となる文書の出所及び真正性が通報時点で確認されていないこと」のみを理由として、当該公益通報に関して、役務提供先が同法第二条第一項に規定する公益通報に該当しないと判断することは適切ではないと考える。

四について

御指摘の「外部からの情報提供」及び「通報者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「行政機関がこのような文書の公表や報道に接した場合」において、政府として事実関係を確認するか否かは、個別具体的な状況に応じて判断するものであるから、一概にお答えすることは困難である。

六について

御指摘の「国会議員からの資料提供や調査の要請」については様々なものが想定されることから、一概

にお答えすることは困難である。